

福岡県感染防止認証制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染防止対策に必要な基準を遵守する飲食店・宿泊施設を福岡県が認証し、感染防止対策のさらなる促進により感染拡大を抑制することで、利用者に対して安心感を与え、経済活動の活性化を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 この要綱で「対象事業者」とは、次のいずれかに該当する者のうち、次項各号の欠格事由に該当しない者をいう。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者
- (3) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に規定する届出をした者
- (4) 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項に規定する認定を受けた者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県が特に必要と認める者

2 前項の規定による欠格事由は、次のとおりとする。

- (1) 第12条第1項の規定による認証の取り消しの日から起算して原則3か月を経過していない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(対象施設)

第3条 この要綱で「対象施設」とは、県内に存する飲食店、宿泊施設及び県が特に必要と認める施設のうち、第4項の欠格事由に該当しない施設をいう。

2 この要綱で「飲食店」とは、次のいずれかに該当する施設のうち、特殊形態営業（仮設営業、ろ店営業（ただし、許可を得て屋台を一定場所（公道、公園等公の管理に属する場所に限る。）に定置し、営業終了とともに撤去する営業（以下「定置屋台」という。）を除く。）、臨時営業）に係る施設及び持ち帰り・宅配専門営業に係る施設を除いた施設をいう。

- (1) 飲食を目的とした設備を有し、かつ専ら集客を目的とする施設
- (2) ろ店営業のうち定置屋台をする施設

3 この要綱で「宿泊施設」とは、次のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 旅館業法第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項及び第3項の営業に係る施設
- (2) 住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る住宅

(3) 国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設

4 第1項の規定による欠格事由は、次のとおりとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る施設

(2) 前条第2項第2号及び第3号に規定する者がその経営に実質的に関与している施設

(基準)

第4条 福岡県は、対象事業者が遵守すべき新型コロナウイルス感染防止対策に係る基準(以下「認証基準」という。)を別途定めるものとする。

第2章 認証等

(申請)

第5条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに認証基準に該当する項目をすべて満たし、福岡県に対して電子又は書面により申請を行うものとする。

(認証等)

第6条 福岡県は、対象事業者から前条の規定による認証の申請があった場合、認証基準に沿って申請書類審査及び実地調査を行う。

2 福岡県は、前条の規定による申請が認証基準に適合していると認め、感染防止に係る福岡県の要請に応じることと同意した当該対象施設について、認証するものとする。

3 福岡県は、前項の規定により認証された当該対象事業者(以下「認証事業者」という。)に対し、認証した旨を通知するとともに、表象する感染防止認証マーク及び感染防止認証書(以下「認証マーク等」という。)を交付するものとする。

4 福岡県は、前条の規定による申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

(認証マーク等の利用等)

第7条 認証事業者は、認証に係る対象施設(以下「認証施設」という。)において認証マーク等を利用(当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証マーク等を掲げることをいう。以下同じ。)することができるものとする。

2 県は、認証施設を県ホームページに掲載し、県民に対し感染防止対策を実施している飲食店・宿泊施設として紹介する。

(変更の報告)

第8条 認証事業者は、認証施設の名称、申請書記載の内容、認証に係る感染防止対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、電子又は書面により、福岡県に報告するものとする。

(調査等)

第9条 福岡県は、必要があると認める場合において、認証施設を調査し、認証に係る感染防止対策実施状況の点検を行うことができるものとする。

(認証事業者の責務)

第10条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染防止対策を誠実に実施すること。
- (2) 認証マーク等の適正な利用及び管理を行うこと。
- (3) 福岡県が行う認証施設に係る調査に協力すること。
- (4) 感染拡大防止のため、県からの新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく要請（営業時間短縮や休業等に対する要請）等に応じること。

(認証の辞退)

第11条 認証事業者は、認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、電子又は書面により認証の辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証マーク等の利用をやめ、及びこれを廃棄しなければならない。

(認証の取り消し)

第12条 福岡県は、認証事業者が第10条に規定する責務を果たしていないことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、改善が認められない場合は認証を取り消すことができるものとする。

- 2 福岡県は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証マーク等の利用をやめなければならない。
- 4 認証を取り消された対象事業者が、福岡県の指示に従わず、認証マーク等の利用を続けた場合、県はその旨を県ホームページ等に公表することができるものとする。

第3章 雑則

(免責)

第13条 福岡県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、認証事業者又は認証施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(基準の変更)

第14条 第4条に定める認証基準を変更したときは、県ホームページ等で周知を行う。

2 認証事業者は認証基準に変更があったときは、内容を確認し、基準を遵守しなければならない。

(制度の終了等)

第15条 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行い、その内容を県ホームページ等で公表するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年8月12日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年12月8日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年1月7日から施行する。